

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月20日
【会社名】	藤森工業株式会社
【英訳名】	FUJIMORI KOGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 布山 英士
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03(6381)4211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 吉野 彰志郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03(6381)4211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 吉野 彰志郎
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 藤森工業株式会社 大阪支店 (大阪府中央区博労町二丁目4番11号(中博ビル))

1【提出理由】

平成28年6月17日開催の当社第86回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月17日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金33円。

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定を削除する。

取締役会の書面等決議制度に関する規定を新設する。

剰余金の配当等を取締役会の決議により行う規定を新設する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、藤森明彦、藤森伸彦、布山英士、吉野彰志郎、塩見公彦、藤森行彦、嵯峨裕の7氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、竹下直慶、張秋華、小林英三の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、奥野滋氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額400百万円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額60百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	131,631	1,806	24	(注)1	可決(98.63%)
第2号議案	124,790	8,647	24	(注)2	可決(93.50%)
第3号議案					
藤森 明彦	129,598	3,839	24	(注)3	可決(97.11%)
藤森 伸彦	131,231	2,206	24		可決(98.33%)
布山 英士	131,264	2,173	24		可決(98.35%)
吉野 彰志郎	131,236	2,201	24		可決(98.33%)
塩見 公彦	131,237	2,200	24		可決(98.33%)
藤森 行彦	131,231	2,206	24		可決(98.33%)
嵯峨 裕	131,237	2,200	24		可決(98.33%)
第4号議案					
竹下 直慶	119,512	13,915	24	(注)3	可決(89.55%)
張 秋華	131,230	2,197	24		可決(98.34%)
小林 英三	131,256	2,171	24		可決(98.36%)
第5号議案	78,191	55,235	24	(注)3	可決(58.59%)
第6号議案	131,950	1,454	57	(注)1	可決(98.87%)
第7号議案	133,301	103	57	(注)1	可決(99.88%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上